

答 申 第 558 号

第 1 審議会の結果

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる保有個人情報について、存否を明らかにしないで非開示とした各決定は、妥当である。

第 2 審議会における判断及び答申

本件各審査請求は、同一の審査請求人が、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、個人情報の開示請求（以下これらを「本件各開示請求」という。）について、本件各開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになることを理由として存否応答拒否による非開示決定を行った事案であり、いずれの審査請求においても、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審議会はこれらについて一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 令和 3年 6月22日、審査請求人は、旧条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。

<請求内容>

名古屋市配偶者暴力相談支援センター長の押印をした、審査請求人の名前が〇〇として記載されている住民基本台帳事務における支援措置申出書（令和〇年〇月〇日時点のもの）（以下「本件請求情報①」という。）

(2) 同年 7月 5日、実施機関は、本件開示請求①に対して、本件開示請求①の対象となる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、次の非開示情報を明らかにすることになるため、旧条例第22条に該当するとして、存否応答拒否による非開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

<非開示情報である根拠>

旧条例第20条第 1項第 7号に該当

本市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 同月 8日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求①」という。）を行った。

2 審査請求②について

(1) 令和 3年 9月24日、審査請求人は、旧条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。

<請求内容>

名古屋市配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）が保有する、A（以下「本件相談者」という。）が令和〇年〇月〇日に請求者を〇〇として支援センターに相談した際の記録の請求者を〇〇として記録されている部分（以下「本件請求情報②」という。）

(2) 同年10月 5日、実施機関は、本件開示請求②に対して、本件開示請求②の対象となる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、次の非開示情報を明らかにすることになるため、旧条例第22条に該当するとして、存否応答拒否による非開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

<非開示情報である根拠>

旧条例第20条第 1項第 7号に該当

本市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 同月12日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求②」という。）を行った。

3 審査請求③について

(1) 令和 3年 9月24日、審査請求人は、旧条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求③」という。）を行った。

<請求内容>

令和〇年〇月〇日に〇〇区役所〇〇支所にてAが私、審査請求人を〇〇として提出した支援措置申出書の私の個人情報に当たる部分（以下「本件請求情報③」という。）

(2) 同年10月 7日、実施機関は、本件開示請求③に対して、本件開示請求の

対象となる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、次の非開示情報を明らかにすることになるため、旧条例第22条に該当するとして、存否応答拒否による非開示決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

＜非開示情報である根拠＞

旧条例第20条第1項第3号に該当

本件保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する個人情報が含まれており、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。

(3) 同月12日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求③」という。）を行った。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 本件審査請求①について

旧条例第21条により、支援センターが保有する妻の支援措置申出書を開示すべきである。

(2) 本件審査請求②について

支援センターが保有の令和〇年〇月〇日時点での相談記録に審査請求人の氏名が〇〇として記載されている部分・箇所の開示請求の非開示決定に対して、開示を求める。

(3) 本件審査請求③について

令和〇年〇月〇日に〇〇区役所〇〇支所にてAが審査請求人を〇〇として提出した支援措置申出書の審査請求人の個人情報に当たる部分の個人情報開示決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求①について

ア 既に審査請求人は〇であるAが自筆し名古屋市〇〇区〇〇支所に令和〇年〇月〇日に提出した支援措置申出書を有している。

イ 審査請求人は〇及びBが行った共同不法行為（民法第719条）の損害賠償請求をする権利を有する為、旧条例第21条により、支援センターが

保有する〇の支援措置申出書を開示すべきである。

ウ 審査請求人が求める、申出者が令和〇年〇月〇日支援センター長の押印をした支援措置申出書を開示したところで、同センターの場所の特定には繋がらない。

エ 処分庁は想像で弁明を行うべきではなく、〇〇である審査請求人に対して〇〇扱いをしたことをまずは詫びるべきであり、既に旧条例第20条第1項第7号にある、支援事業の公正又は適正な遂行は〇〇である審査請求人を〇〇にしている時点で崩壊しており、処分庁の弁明は説得力が著しく欠けているものである。

オ 既に審査請求人は主張しているが、DV等支援措置に関して処分庁による不当な業務により、裁判所が認めた〇〇である審査請求人を〇〇として扱ったことは十分に旧条例第21条にある「個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるとき」に該当する。

(2) 本件審査請求②について

ア 支援センターの業務内容から、相談記録が存在しないということはあり得ないから、旧条例第22条に該当することを理由として、個人情報の存否を答えないことは不当である。

イ Aは支援センターの支援対象である〇〇でないことは裁判所が認めており、審査請求人を〇〇とした相談記録を保有し続けることは、審査請求人の名誉感情を不当に、かつ、不法に貶めるものであり、そのような公文書を継続して保有することが公正又は適正な遂行に該当せず、処分庁の主張には理由が無い。

ウ 支援措置申出書の中で令和〇年〇月〇日に支援センターで相談を行ったことは明示されているわけだから、当該相談記録の存否を明示しないとする主張は意味不明である。

(3) 本件審査請求③について

ア 既に審査請求人は当該個人情報開示請求の時点で、Aが令和〇年〇月〇日に〇〇区役所〇〇支所に提出した支援措置申出書を添付した上で請求しており、当該個人情報の存在に関しては既知であることは、明確に示されており、旧条例第22条を根拠として存否の応答をしないということは失当である。

イ 処分庁は非開示情報である根拠を旧条例第20条第 1項第 3号に該当としているが、Aの〇〇や〇〇の被害が無いことは裁判所が事実認定をしており、審査請求人を〇〇とした虚偽の支援措置申出をしたAには正当な権利利益を守るべきではなく、むしろ、住民基本台帳法で認められた住民票の写しや戸籍の附票の写しの取得制限を不法にされた審査請求人の正当な権利利益が守られるべきである。

ウ 審査請求人の本件個人情報開示決定を求める目的は、旧条例第33条第 1項、第35条及び第41条第 1項の名古屋市が保有する審査請求人の個人情報の訂正及び消去を目的としている。

エ 既に〇〇〇の審判・即時抗告において、〇が主張する審査請求人から受けたとされる〇〇や〇〇は一切事実認定で否定されていることから、守るべき権利利益は〇のものではなく、実際に存在しないを基にして〇〇〇ということにされた上で支援措置を申出られたことにより、住民票の交付や戸籍の附票の交付制限をかけられた審査請求人の権利利益を保護すべきなのは明確である。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求①について

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第23条第 1項により、職務関係者に対して、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないと規定されており、DV被害者が安心して安全に相談できることは、DV被害者保護に不可欠なものである。

イ 本件開示請求①の対象である支援措置申出書（以下「本件申出書」という。）の存否情報を開示することは、支援センターが本件申出書を保有していることを認めたという事実並びに本件申出書の申出者が当センターに相談をしていたという事実が審査請求人に知られることとなり、相談場所を特定することも可能になる。つまり、申出者を探索していると思われる者に、当センターに相談した申出者の居場所を特定する情報を与えることになる。申出者以外の者に申出者の居場所が知れると、申出者が安心して安全に支援センターに相談することができず、申出者と当センター間の信頼関係の構築が困難となる。その結果、DV被害者の相談先である本市に対する信頼を損なう結果となり、今後相談しようとする

る者がこれに躊躇するなど、当センターが行う支援事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第20条第1項第7号に該当する。

ウ なお、審査請求人は、本件審査請求の理由で、旧条例第21条の規定により裁量的開示をすべきであると主張するが、審査請求人が本件審査請求①の理由で述べている主張はいずれも審査請求人による一方的な主張であり、また、仮に審査請求人が『○及びBが行った』と主張する『共同不法行為（民法第719条）の損害賠償請求をする権利を有する』としても、本件申出書以外において目的を達成する可能性も排除できない状況であり、同条に規定する「個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるとき」に該当しない。

(2) 本件審査請求②について

ア DV被害者支援にかかる業務においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に基づく守秘義務を負うだけに留まらず、DV防止法第23条第1項により、職務関係者に対して、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないと規定されており、DV被害者が安心して安全に相談できることは、DV被害者保護に不可欠なものである。

イ 本件開示請求②の対象である相談記録（以下「本件記録」という。）の存否情報を開示することは、支援センターが本件記録を保有していることを認めたという事実及び本件相談者が当センターに相談をしていたという事実が請求人に知られることとなり、相談場所を特定することも可能になる。つまり、申出者を探索していると思われる者に、当センターに相談した申出者の居場所を特定する情報を与えることになる。申出者以外の者に申出者の居場所が知れると、申出者が安心して安全に当センターに相談することができず、申出者と当センター間の信頼関係の構築が困難となる。その結果、DV被害者の相談先である本市に対する信頼を損なう結果となり、今後相談しようとする者がこれに躊躇するなど、当センターが行う支援事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第20条第1項第7号の非開示情報に該当する。

(3) 本件審査請求③について

ア 当該支援措置申出書は実施機関が審査請求人に対し明らかにしたものではない。

イ 実施機関において判断できることは、審査請求人が出所不明の当該申出書を所持していることに留まるものである。

ウ 当該申出書の記載内容から同申出書が〇〇区役所〇〇支所に提出された旨を読み取ることはできない。審査請求人は、〇〇区役所〇〇支所内に自身の個人情報保管されているか否かについては確定できておらず、支援措置対象者が当該申出書を〇〇区役所〇〇支所に提出した旨を述べるが、これはあくまで審査請求人が自身の推論を述べたものに過ぎないと思料される。

エ しかし、調停等で示された裁判所判断の有無やその内容に問わず、実施機関が支援措置対象者の個人情報を保護する必要性が失われるものではないから、当該主張は根拠がなく失当である。

オ 実施機関が本件開示請求に対して当該開示請求に係る保有個人情報が存在する場合にその旨を答えることは、支援措置対象者がいつ、どこで、どのように、誰を加害者として支援措置の申出を行ったか等、非開示情報を開示することとなる。

カ また、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合にその旨を答えることによっても、支援措置対象者が〇〇区役所〇〇支所以外で支援措置申出を行ったことを想起させる等、非開示情報が他の機関に存在する可能性を示唆するという点において非開示情報を開示することとなる。

第 6 審議会の判断

1 争点

次の 2 点が争点となっている。

- (1) 本件請求情報①、②及び③について、実施機関が、存否応答拒否による非開示決定を行ったことが妥当か否か。（以下「争点①」という。）
- (2) 本件請求情報①について旧条例第21条を適用し、裁量的開示をすることが妥当か否か。（以下「争点②」という。）

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたが、本件各審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例

附則第 2 条第 2 項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1 条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第 20 条第 1 項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、旧条例によって具体的に認められたものであることに鑑み、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第 20 条第 1 項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

4 支援センターについて

支援センターは、DV防止法第 3 条第 3 項各号の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者からの相談等、被害者に対する医学的又は心理学的な援助等、被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等、被害者の自立の支援、保護命令制度の利用等の相談支援業務を行っている。また、本市においては、支援センターの他、社会福祉事務所及び名古屋市男女平等参画推進センターにおいて、配偶者からの暴力を含めた女性の相談業務を行っている。

なお、DV防止法第 23 条において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護等に職務上関係のある者は、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮すべきことが規定されている。

5 支援措置申出制度について

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る住民基本台帳の閲覧等の事務処理要領によると、支援措置申出制度の目的は、DV、ストーカー行為及び児童虐待等の加害者が、住民票の写し等の交付・閲覧制度等を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止することにより、被害者の保護を図ることである。

支援措置申出制度は、①支援措置申出者が相談機関（警察、支援センター等）に対しDV等被害の相談及び支援措置申出書を提出し、②相談機関が、支援措置申出者から提出された支援措置申出書に相談機関の意見を付して支援措置申出者に渡し、③支援措置申出者が、相談機関の意見が付された支援措置申出書を、その者が記録されている住民基本台帳を備えている区又はその者が記載されている戸籍の附票が作成されている区の区役所・支所に提出するという流れである。

これを受け、区役所・支所は、必要に応じて相談機関に確認した上で支援措置を実施する。

支援措置対象者に関する証明書等（住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し等）について加害者から請求があった場合は、原則として請求を拒否し、その他第三者からの請求があった場合は、加害者から第三者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、請求者に対する本人確認を厳格に行う。

また、加害者から依頼を受けた第三者からの請求による交付を防ぐため、依頼者や利用目的等についても厳格に審査を行うものである。

6 本件各審査請求の対象となる保有個人情報について

審査請求人が開示を求めている保有個人情報は、本件請求情報①が存在する場合には、支援センター長の押印をした住民基本台帳における支援措置申出書（以下「本件支援措置申出書①」という。）、本件請求情報②が存在する場合には、本件支援措置申出者が支援センターに相談した際の記録（以下「本件相談記録」という。）、本件請求情報③が存在する場合には、本件支援措置申出者が〇〇区役所〇〇支所に提出した支援措置申出書（以下「本件支援措置申出書②」という。）が該当する。

したがって、本件請求情報①及び②の存否を明らかにすることは、本件申出者が支援センターに相談したか否かという事実を明らかにするもの（以下「本件存否情報①」という。）であり、本件請求情報③の存否を明らかにすることは、本件申出者が〇〇区役所〇〇支所に本件支援措置申出書②を提出したか否かという事実を明らかにするもの（以下「本件存否情報②」という。）であると認められる。

7 旧条例第22条該当性について（争点①）

(1) 開示請求に対しては、当該開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにした上で開示決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、対象となる保有個人情報の存否を明らかにするだけで、旧条例第20条に規定する非開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを定めている。

当審議会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非開示決定が多用されると、原則開示の旧条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) まず、本件請求情報①及び②が存在するか否かを答えるだけで、旧条例第20条第1項第7号に規定する非開示情報に該当するか否かについて判断する。

ア 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件存否情報①は、本件申出者が、支援センターに相談したか否かという情報であるため、当該情報は本市の機関が行う事務に関する情報であると認められる。

ウ 次に、本件存否情報①を開示することにより、支援センターが行う支援事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

エ 仮に、実施機関において本件請求情報①及び②の存在を認めた上で、開示の適否を判断した場合、本件請求情報①及び②の存在そのものから、少なくとも本件申出者が本市の支援センターに相談していた事実が明らかになる。

オ 支援センターの業務及び職務関係者による配慮等は上記4のとおりであり、支援センターは、DV被害者の保護のため、安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

カ 本件申出者が本件支援措置申出書①を提出したことが審査請求人にとって既知であるか否かに関わらず、DV防止法の規定から、本件申出者が

支援センターに相談していたかどうかという事実は、明らかにされるものではない。

キ また、当該事実が審査請求人に明らかにされると、審査請求人が既に知っている情報を組み合わせることで、本件申出者の居場所を特定することができる可能性を否定できない。

ク 上記を踏まえ、本件申出者の居場所が知れると、本件申出者が安心して安全に支援センターに相談することができなくなる。DV防止法第23条の規定により、秘密の保持に十分配慮すべき義務のある支援センターに対する被害者の信頼を損なう結果となり、今後相談しようとする者が相談を躊躇することが考えられ、支援センターが行う相談支援事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ケ したがって、本件請求情報①及び②が存在するか否かを答えるだけで、旧条例第20条第1項第7号の非開示情報を開示することになると認められる。

(3) 次に、本件請求情報③が存在するか否かを答えるだけで、旧条例第20条第1項第3号に規定する非開示情報に該当するか否かについて判断する。

ア 本号は、開示請求者以外の者の個人に関する情報にあっては、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

イ 本件存否情報②は、本件申出者が、〇〇区役所〇〇支所に本件支援措置申出書を提出したか否かという本件申出者の個人に関する情報であり、開示請求者以外の者の個人情報に該当する。

ウ 次に、本件存否情報②を開示することにより、本件申出者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて判断する。

エ 仮に、実施機関において本件請求情報③の存在を認めた上で、開示の適否を判断した場合、本件請求情報③の存在そのものから、本件申出者が本件支援措置申出書②を〇〇区役所〇〇支所に提出していたという事実が明らかとなる。

オ 支援措置申出制度の目的及び運用は上記5のとおりであり、住民票の

写し等や戸籍の附票の写しの交付のための手続きを厳格にすることで、被害者の保護が図られるものとなっている。

カ 本件申出者が支援措置申出書を提出したことが審査請求人にとって既知であるか否かに関わらず、支援措置の目的に鑑み、支援措置の理由及び本件申出者がどこに支援措置申出書を提出しているかということは、実施機関により明らかにされるものではない。

キ 当該事実が審査請求人に明らかにされると、審査請求人が既に知っている情報を組み合わせることで、本件申出者の居場所を特定することができる可能性を否定できず、本件申出者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

ク したがって、本件請求情報③が存在するか否かを答えるだけで、旧条例第20条第1項第3号の非開示情報を開示することになると認められる。

8 旧条例第21条（裁量的開示）の適用について（争点②）

審査請求人は、本件審査請求①の理由で、旧条例第21条の規定により裁量的開示をすべきであると主張しているため、この点について判断する。

(1) 本条の裁量的開示とは、旧条例第20条第1項第1号から第8号までの非開示情報のいずれかに該当する情報であっても、当該非開示情報の規定により保護される利益に優越する個人の権利利益を保護する理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができるものである。

(2) 上記7(2)で判断したように、本件存否情報①は、旧条例第1項第7号に該当すると認められる。

(3) また、本件存否情報①を非開示とすることにより保護される利益には、本件支援措置申出者の生命・身体が含まれ得るところ、審査請求人からは、本件存否情報①を開示した場合に得られる利益について具体的な主張はなく、他に斟酌すべき事情も見当たらない。

したがって、当該非開示情報を開示することにより保護されることとなる審査請求人の権利利益について、当該非開示情報を非開示とすることにより保護される利益よりも優越するものとして特に保護の必要があるものとは認められない。

(4) 以上のことから、旧条例第21条を適用し、実施機関において裁量的開示

をすることが適当と解することはできない。

9 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 7 審議会の処理経過

年月日	処 理 経 過
令和 3年 7月29日	本件審査請求①に係る諮問書を受理
8月26日	本件審査請求①に係る弁明書を受理
9月21日	本件審査請求①に係る反論意見書を受理
10月25日	本件審査請求②及び③に係る諮問書を受理
11月25日	本件審査請求②及び③に係る弁明書を受理
12月13日	本件審査請求②及び③に係る反論意見書を受理
令和 5年10月13日 (令和 5年度第 7回)	調査審議
12月15日 (令和 5年度第 9回)	調査審議
令和 6年 3月 5日	答申